

# 平成22年度電気工事業に係る立入検査結果について

平成23年6月21日  
中国四国産業保安監督部  
電力安全課

電力安全課では、一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安確保を目的として、電気工事業の業務の適正化に関する法律第29条第1項の規定に基づき、電気工事業を営む営業所に対し立入検査を実施しています。平成22年度に実施した立入検査結果を取りまとめましたのでお知らせします。

## 1. 実施件数等

平成22年度は、当部管内のみなし登録電気工事業者※6営業所に対して立入検査を実施しました。そのうち、指摘事項等のあったのは5営業所でした。

## 2. 検査項目・結果概要

検査項目	件数	不良内容
(1)届出事項等の手続関係(法第4条他)	0件	
(2)主任電気工事士の勤務及び作業管理の状況(法第20条)	2件	・主任電気工事士による電気工事の作業管理が十分に行われていない。
(3)電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させていないか(法第21条)	0件	
(4)請け負った電気工事を当該電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせていないか(法第22条)	2件	・電気工事を請け負わせる際に、電気工事業者であることを確認していない。
(5)電気用品安全法の表示の付されていない電気用品を使用していないか(法第23条)	0件	
(6)経済産業省令で定める器具を備えているか(法第24条)	1件	・接地抵抗計の備付けが確認できない。
(7)標識を掲示しているか(法第25条)	1件	・標識の掲示がない。
(8)経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え、保存しているか(法第26条)	2件	・自家用電気工事の検査結果が保存されていない。 ・帳簿内で施工年月日の記載がない。

## 3. おわりに

立入検査時に指摘事項があった電気工事業者に対しては、改善を指示し、その結果を報告させると共に、今後は電気工事業者として同法の遵守を確実に行っていくことを指導しました。

この結果の公表が電気工事業者の自主保安体制の確立の一助になれば幸いです。

※みなし登録電気工事業者・・・

建設業法の許可を受けた建設業者であって電気工事業を営もうとする者